



第29号

2~4 東日本大震災への支援活動 その1
福島レポート

5 東日本大震災への支援活動 その2
支援する人を支援する

6 市民ファンの創設に取り組みます

7~9 NPO法と税制の大改正実現!
KECカレンダー

10 ご入会・ご寄付お礼

認定NPO法人 市民活動センター神戸 Kobe Empowerment Center(KEC)
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋葉ビル TEL:(078)367-3336 FAX:367-3337
E-mail office@kobekec.net URL http://www.kobekec.net

今回は誰にとつても未経験の大災害だっただけに、できなかつたこと、すべきではなかつたことも多く发生した。混乱やロスも無理はないと承知の上で、しかし同じ過ちを繰り返さないために、あえて伝えたい。

物資にしても人(ボランティア)にしても、残念ながら今回も、一部に多くが殺到した。自治体に送られた物資で言えば、現地の倉庫はもちろん、隣県の自衛隊の倉庫すら満杯になり、必要とする人に届かないままのものも多い。集積する、仕分ける、配送する、さらに細かく配分するといういわば流通ノウハウが必要だが、それを機能させる総合調整機能は被災自治体には整えられていなかつた。

「助けたい」「ほっておけない」という善意は尊いし、緊急時だからそうそですが整備されているはずもない。そもそも人の善意の発露をそういう「システム的」な発想で管理するべきなのかという原理的な問い合わせもあるし、自由でギリラ的な動きこそボランティアの真骨頂という意見もあるだろう。

しかし今回の災害では、ひとやもの支援が集中する「重複」と届かない「空白」の、許容しがたいほどの格差を至るところで目にした。メディアが伝えたところとそうでないところ、外の有力NPOが入ったところとそうでないところ。社会福祉協議会や地元のNPOがハグの機能を多少は果たしたが、災害ボランティアが「空白」を埋めるにはまったく十分ではないかった。とはいへ彼らを責めるのは酷だろう。私たちの社会全体で、そういう間接的な機能、裏方的な役割への理解と支援が十分でないのではないか。外部の支援者も、「現場へ駆けつけた」とはいえ彼らを責めるのは酷だろう。私たちの評価されがちだが、「支えるための仕組みを整える」活動にも目を向けていいのではないだろつか。

今回は誰にとつても未経験の大災害だっただけに、できなかつたこと、すべきではなかつたことも多く发生した。混乱やロスも無理はないと承知の上で、しかし同じ過ちを繰り返さないために、あえて伝えたい。

物資にしても人(ボランティア)にしても、残念ながら今回も、一部に多くが殺到した。自治体に送られた物資で言えば、現地の倉庫はもちろん、隣県の自衛隊の倉庫すら満杯になり、必要とする人に届かないままのものも多い。集積する、仕分ける、配送する、さらに細かく配分するといういわば流通ノウハウが必要だが、それを機能させる総合調整機能は被災自治体には整えられていなかつた。

「助けたい」「ほっておけない」という善意は尊いし、緊急時だからそうそですが整備されているはずもない。そもそも人の善意の発露をそういう「システム的」な発想で管理するべきなのかという原理的な問い合わせもあるし、自由でギリラ的な動きこそボランティアの真骨頂という意見もあるだろう。

しかし今回の災害では、ひとやもの支援が集中する「重複」と届かない「空白」の、許容しがたいほどの格差を至るところで目にした。メディアが伝えたところとそうでないところ、外の有力NPOが入ったところとそうでないところ。社会福祉協議会や地元のNPOがハグの機能を多少は果たしたが、災害ボランティアが「空白」を埋めるにはまったく十分ではないかった。とはいへ彼らを責めるのは酷だろう。私たちの社会全体で、そういう間接的な機能、裏方的な役割への理解と支援が十分でないのではないか。外部の支援者も、「現場へ駆けつけた」とはいえ彼らを責めるのは酷だろう。私たちの評価されがちだが、「支えるための仕組みを整える」活動にも目を向けていいのではないだろつか。

「支援」のあり方を見直す

自分も含めて、「外から来た」支援者のあり方についても考えさせられた。直後の緊急時、ヘリコプターまで駆使した支援については、それもあってよいのだろう。しかし半年、一年と経つ中で、中長期的な暮らしの再建に力点を置くなら、被災された方々自身の一「一ズ」とペースに合わせて、その想いを尊重しながらの支援こそ必要なのではないか。正直なところ、支援する側の都合を優先させた押しかけボランティアも少なくなかつた。寄付者にアピールするためだろか、当事者の声も聞かず、派手なイベント等を繰り返す団体。しかし一過性のものは誰でも見抜く。本質的な支援は多くの場合「大規模」に「派手」にはならないが、地道に信頼を勝ち得ていくものだ。

遠隔地からどういう支援ができるかという問い合わせよく訊かれる。もちろん第一は「忘れなさい」こと。ただ精神論だけでは続けにくい。例えば被災地の産品を買うなど「日常の中の行為」にすれば継続しやすくなる。商業者も月に一回、「1日」などに被災地の産品フェアを催すなど、「本業の中で」支援してもらえると嬉しい。身近で目立たず暮らしているかもしれない全国に避難している方々にも暖かい目を向けてほしい。そして自分の暮らしや地域社会のあり方についても、もし万一一のことがあつたらどうなるか、あるいはあのお年寄りは孤立していられないだろうかなどを考えることも「被災地につながる」ことだと信じたい。(談)

一般社団法人「ミユニティ・4・チルドレン代表理事
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
幹事(宮城・福島担当)
市民活動センター神戸理事
桑原英文

特集 東日本大震災 その1

福島レポート

KECは6月から職員・藤本高英さんを福島県のカウンターパート「ふくしまNPOネットワーク」に派遣し被災地の支援を行っています。すでに5ヶ月あまり常駐し、仮設住宅の「コミュニティづくりや関係機関との連絡調整に多忙な日々を送っている藤本さんに、これまでの活動と現地の様子を報告してもらいました。

■6月に福島に赴任されてから現在まで、どのような支援活動に携わってこられたか、教えてください。

6月20日から郡山市に拠点を置く中間支援NPOである、特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（以下、UNN）にお世話になっています。

その頃UNNでは福島県災害ボランティアセンター（福島県社会福祉協議会）にスタッフを1名派遣されていて、6月中

はその方と一緒に、毎日ボランティアセンターに詰めていましました。災害直後の大混乱がある程度おさまり、救援物資の輸

送なども一段落していましたが、神戸市社会福祉協議会から派遣されていた長谷部治さんを中心に、職員間で目標と優先事項が共有され、また、支援活動におけるNPO等他機関との連携的重要性が意識づけられていました。混乱の中でのリーダーシップやコーディネーションの大切さを目当たりにしました。通常では社協のなかにNPOスタッフが入ることとは珍しいため、貴重な経験でした。

■ハートネットふくしま、コネットマム、ブリッジ・フォー・フクシマの皆さんの様子はいかがでしたか？

これと同時に「ふくしま被災者支援ネットワーク（糸ネット）第3回懇親会」が開催されました。この会議は、被災地NPOの会員団体による情報交換や意見交換の場として、毎月開催されています。この会議では、各団体の活動報告や今後の取り組みについて話し合われました。



ふくしま被災者支援ネットワークの交流会

いっぽう、被災による従来の地域住民のコミュニティ崩壊も懸念されていました。被災自治体と避難者を受け入れる自治体との連携はうまくいくのか、福島県の面積は兵庫県の約1.6倍、人口は約3分の1です。浜通り（東部沿岸）、中通り（中

央）を運営するかたわら避難されている子どもや親御さんの支援を続けられていきました。方々が行うしくみをつくること」を基軸としています。市は現在、UNN相馬基地の管理をお願いしています。相馬基地のある相双地域（※）では、原発事故のあと医者、看護師、保健師の多くが地域を離れていて医療崩壊の状態にあります。救援物資もいまだに必要な状況で、物資の配達や救援情報の発信を相馬基地が担っています。

私はスタッフレベルでの責任者を雇用し従事してもらうしくみになっています。被災者の雇用については人材派遣会社が、被災者支援活動全般の調査や関係機関とのコーディネートについてはNPOがそれぞれ受託先となりますが、NPOにかかる部分をUNNが全県分受託することになり、私はスタッフレベルでの責任者に任命されました。

■7月から「がんばろう福島！“糸づくり応援事業”が始まりだんですね。

これは福島県の事業ですが、「被災者支援活動を、被災された方が行うしくみをつくること」を基軸としています。市申請し、それにもとづいて被災者を雇用し従事してもらうしくみになっています。被災者の雇用については人材派遣会社が、被災者支援活動全般の調査や関係機関とのコーディネートについてはNPOがそれぞれ受託先となりますが、NPOにかかる部分をUNNが全県分受託することになり、私はスタッフレベルでの責任者に任命されました。

部)、会津(西部)とそれぞれの地方で気候や習慣も異なるため、様々な問題が出てくることが心配されました。行政の目が

■福島の地理感覚も人脈もまだないときに、全県レベルのプロジェクトを任せられたんですね。

NPOがあつて、どんな活動をされているのか、どんな特殊性や専門性を持つておられるのか、全く知らない状況でした。7月、8月はとにかく人間関係を築いていくことで精一杯でした。

業はUNNが受託しています

が地域ごとのセンター運営については、UNNから各地域のNPOに再委託という形で共同運営しています。

絆づくり支援センターでのミーティング



で身構えられる」ともありました。でも話をしているうちに、阪神・淡路大震災を経験した兵庫からやつてきて、しかも震災をきっかけに誕生したK.E.Cから派遣されていると、いうことで、壁がなくなるといふか、信頼してもらえた部分はありました。水戸黄門の印籠というか。(笑)

ただ私自身は阪神・淡路大

ら、東電に賠償請求をしたいと
いうレベルのものまで実に様々
です。個々の要求にどうこたえら
るか、どこまでこたえるか。「被
災者を支援する」とは何か、「
被災者に寄り添う」とは何か、
を毎回、考えさせられていま
す。

りますが、仮設住宅における住環境の改善や生活の知恵など、いろいろな情報を掲示・展示、または実際にお話しして、少しでも快適に仮設住宅での

各地のNPOや関係機関を訪問して、最初の「こんにちは」

す。

ます。

それぞれの地域にどんなNPOがあつて、どんな活動をされているのか、どんな特殊性や専門性を持つておられるのか、全く知らない状況でした。7月、8月はとにかく人間関係を築いていくことで精一杯でした。

援活動にどっぷり浸かつたという経験はありません。ですか
ら、福島での支援活動は初めてのことだらけ、この事業に関しては、行政や県内NPOとの連携、信頼関係の構築、資料作成など、何もかも一から、走りきつづけています。

着く反面、孤独を感じたり、自分自身が置かれた境遇を深く考えて落ち込んでしまったりと、いうことが起こってきます。また仮設住宅の退去時に原状回復が求められてしまうため、個々の生活様式に合わせた改

借上住宅（みなしひきやう）、あるいは県外へ避難されました（※※）。仮設住宅では、避難所に比べある程度プライバシーが保たれる環境となり、ほつと落ち着いた

もうひとつ狙いは、入居者の中からカフェ運営に参加してくれるような、支援活動のいい手の発掘です。住民が自主的に運営できるしくみをつくり、コミュニケーションの活性化を後押しします。



■地震、津波、原発事故そして風評被害と福島の置かれている状況は本当に複雑ですが、支援活動に携わるなかで最も大変だと感じることは何ですか？

みんなの思いをまとめることがでしようか。県、市町村、社協、NPO…と様々なセクターの関係者がいて、さらに県外からもいろんな人たちが入ってきて、良い意味でも悪い意味でも様々な思いがあり、それをまとめていくことが大変です。

「仮設de仮設カフェ」にしても、集会所でやればいいじゃないか、という意見もありました。でも集会所だと、扉を開くのにちょっと勇気が必要な人もいる。オープンカフェなら、たまたま通りがかつた人にも、こちらから声かけができる。そんなことを一から説明して、納得してもらうには時間がかかります。迅速な支援が求められる一方、焦つてもダメで、できるところから「少しずつ丁寧に」と言い聞かせながらやっていま



「仮設de仮設カフェ」は住民の交流の場でもあり、仮設住宅での暮らし方の知恵と情報の発信・交換の場でもある。

■遠く離れた兵庫・神戸の私たちと一緒にできる」とは何でしょ？

糸づくり支援センターでは「ふくしま糸新聞」を1月1日より発行し、全国の方々にも「福島はがんばってるよ！」といふことを伝えていきます。

個人としては、被災地への「過剰な」支援というものはない、支援の手は多ければ多いほどいいと考えています。定期的、継続的な支援をいただける」と、ポケットの中から100円でも福島に気持ちを寄せていただけたらなあと思います。

福島の被災は、現在進行形で続いている。特に原発事故の被害は目に見えず、岩手や宮城に比べて復興のイメージ

す。それぞれの都合や思惑があるのは仕方がない、でも私たちが目指す「糸」って何だろうというところでも、お互いに協力しあい共有しあい、コーディネーションをする」ことが役割だと思っています。

が湧いてこないのが正直なところです。本当にここに住み続けることができるのか。日常をとり戻すために何年かかるのか。福島の人たちは外を歩くときあまりマスクを着けませんが、それは不安がないからではなく、考えだとキリがないからです。また、とくに高齢の方は、やりがい、生きがいを失つてお会いするたびに「あれ？ 前よりちょっと老けたかなあ」と感じることもあります。そういう福島の現状に遠く離れた地方は、やりがい、生きがいを失つてお会いするたびに「あれ？ 前よりちょっと老けたかなあ」と感じることもあります。そういう福島の現状に遠く離れた地方からもずっとと思いを馳せていてただけることを願っています。

※相馬市、南相馬市、双葉郡の10町村(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)を指す。
※※県北地域、県中地域、県南地域、会津・南会津地域、相双地域、いわき地域の6地域。

※※※ 11月7日現在で、福島全県で336名が避難所生活を送っている。

●糸新聞P.D.F掲載ページ
http://www.utsukushima-npo.jp/kizuna shinbunweb/?page_id=80
(談・藤本高英 構成・入江陽子)

支援する人たちを、支援する

地震の発生から約9ヶ月。この間、KECでは中間支援組織として日ごろから築いてきたネットワークを活かし、被災地と神戸・兵庫のNPOとの連携体制をつくることによって「支援する人たちを支援する」活動を続けてきました。

熱氣に包まれた緊急集会

震災直後の3月20日に開催した「被災地を応援するひょうご」のNPO緊急集会には、NPOだけでなく行政や企業、マスコミなど約170名が集まり、会場となつた私学会館会議室は、阪神・淡路大震災の経験を持つ神戸・兵庫の人々の「ほつとけない！」、「なんとかしたい！」という熱気で包まれました。このあとすぐメーリングリストも開設され、被災地の状況や支援活動に関する活発な情報交換が始まりました。

「なんとかしたい!」という熱気で包まれました。このあとすぐメーリングリストも開設され、被災地の状況や支援活動に関する活発な情報交換が始まりました。

評被害も含め先の全く見えない不安に苦しむ被災者の姿がありました。K E C では福島県を重点的に支援していくこと、阪神・淡路大震災で培った経験をもとに効果的かつ持続可能な支援活動として現地の調整や情報発信を担うコーディネーション機能をバックアップすること、そのカウンターパートとして福島全県に

3月の緊急集会に参加したNPOの仲間が中心となり、支援活動について知恵を出し合^うう、「^う恩返しプロジェクト」を立ち上げました。このプロジェクト名には阪神・淡路大震災でいただいた支援の「^う恩^う」をお返しするという意味を込められています。まち

あのときのご恩返し

ネットワークを持つ現地の中間支援団体「うつぐしまNPOネットワーク(UNN)」に協力していくことを決め、新たに職員として雇用した藤本高英さんを6月下旬からUNNに派遣しています。(藤本さんの活動については2~4ページに詳しく紹介しています。)

あのときのご恩返し

3月の緊急集会に参加したNPOの仲間が中心となり、支援活動について知恵を出し合う

SAVE IWATEからゲストとしてお招きし、現地の最新情報とニーズについてお話ししていただきました。

顔の見える「支援」金

SAVE IWATEからゲストとしてお招きし、現地の最新情報とニーズについてお話ししていただきます。

定です。当面は福島にいる藤本さんと連絡をとりながら継続的情報発信を行い、市民・県民の皆さんに被災地への関心を持ち続けていただくとともに、現地のニーズと神戸・兵庫からの支援をつなげるコーディネーションを進めていきたいと考えています。

では中間支援組織として
活かし、被災地と神戸・
によって、「支援する人た
ネットワークを持つ現地の中間
支援団体「うつくしまNPOネット
ワーク(UNN)」に協力してい
ます。



8月5日のご恩返しプロジェクト会議の様子

NPO応援基金」へは、KECの会員や関係者だけでなく、一般の市民・県民の皆さんからも広く関心をお寄せいただき、延べ165名の個人および団体の方から400万円を超えるご寄付をいただきました。現地の視察・調査を経て、信頼のおける7団体に合計250万円をお渡しました。(助成先についてはKECのホームページでご紹介しています。)

息の長い支援を

息の長い支援を

NPO 6 団体が協働して

マンション型の市民ファンント

創設に取り組みます

かしなければという気持ちで動き始めました。ボランティアや寄附の盛り上がり、そして、その後を見ていると社会貢献と云う気持ちはしっかりと人々の中に根付いた様に思えます。

政治の側からの後押しもありました。今年6月、新寄附税制関連法案が成立したのです。

NPO法人や公益社団法人等に対する寄附金で一定のものについては、所得控除か税額控除のどちらか有利な方を選ぶ

ことができるようになります。

昨年の年末から、タイガーマスク現象が数多く報道されたことは記憶に新しいところであります。ところが、年が開けると共に、その記事も少なくなつてきました。やはり、日本ではこういつたことは、一過性のものに終わってしまうのか。今まで日本では寄附文化がなかなか根付かないと言わされてきました。

昨年の年末から、タイガーマスク現象が数多く報道されたことは記憶に新しいところであります。ところが、年が開けると共に、その記事も少なくなつてきました。やはり、日本ではこういつたことは、一過性のものに終わってしまうのか。今まで日本では寄附文化がなかなか根付かないと言わされてきました。

える画期的なことです。

しかし、問題点もあります。

何かしなければという気持ちが沸き起つても、その気持ちを寄附という行動につなげるには、寄附しようとする団体が信頼に足る団体かどうかを判断しなければなりません。団体の事業報告書はWeb上に載せられていますが、貸借対照表や収支計算書をみてその団体の健全性などを判断することは難しいのではないで

しょうか。

これまで、税という形で吸い上げられたお金は、公共事業と云う形で社会へ還元されてきました。しかし、市民社会が高度に多様化した現在では、市民のニーズをきちんと把握しきています。そんな中、寄附と云う別チャネルを通じて自分たちのニーズに合った活動をしているNPOや市民活動団体にお金を還元していくといふのは、直接民主主義的ともい

ため、個人の寄附と云う行動と団体の活動の判りやすいアピールとを、第三者的に仲介役としてつなぐ役割がいつそう重要なことがあります。そして、この役割は中間支援NPOこそが担える役割だといえます。

KECは、国の「新しい公共支援事業交付金」を活用し、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を支援する市民ファンドを創設することになりました。しかし、県の要項では一事業100万円までと設定され、このままでは小さな基金が県内に幾つか出来ることとなつめられるでしょう。しかし、企業のように広報部門を置いたりは人的にも財政的にもできません。できてもHPを公開する程度ではないでしょうか。また、市民に対してもアピールし易い活動をしているNPOばかりではありません。専門的な分野での活動や一見地味で外からはわかりにくい活動をして

いるNPOもたくさんあります。玉石混交であるNPO法人や市民団体の活動を、一個人が的確に評価することは難しい

野(地域)指定型基金や事業指定基金、自分の名前をつけた冠

基金など、幾つもの基金が各表札をあげてコミュニティ基金というマンションに入居しているというイメージです。それぞれの基金は独立した基金ですが、マンション型に組織することに

より、一つの理事会・事務局が管理・運営することで、業務的にも財務的にも効率的な運営が可能となります。また、寄附する側からも、幾つかの基金から自分の希望する基金を選ぶことができます。選択肢が広がります。

今まで6団体で10月末までに計5回の検討会を持ち、意識の共有、方向性の確認、役割分担の明確化、予算の統合と再編成、認定NPO法人「茨城NPOセンター・コモンズ」常務理事。そこで、県内の6つの中間支援組織が共同で、マンション型のコミュニティ基金の創設をめざすことになりました。(コミュニティリンク、シーザー加古川、市民事務局かわにし、宝塚NPOセンター、場とつながりの研究センター、KEC)

（菌直人）

NPO法と税制の大改正実現！

～「市民に支えられるNPO」は実現するか？～

本年6月、特定非営利活動促進法(NPO法)とNPO税制の大改正が実現しました。「3千円×100人以上」という新しいパブリックサポートテスト(PST)や「税額控除」「仮認定」制度、NPO法人会計基準の導入、認定機関の変更や所轄庁の変更など、NPO法人の活動に多大な影響を及ぼす大改正です。

NPOが単なる非営利団体であるのを超えて市民活動団体であるためには、活動面、資金面で市民に支えられることが大切です。寄付を促進するためのNPO寄付税制が今回、革命的と言えるほど大きく拡充され、本格的な寄付社会への基盤が整ったと評価できる一方、NPOに問われることも大きくなっています。

また地方に権限が大きく移譲されるため、制度をより良く活かしていくためには私たちNPO自身が知識を持ち、自治体の制度運用や条例改正などに積極的に関わることが不可欠です。

新制度について概略をまとめてみました。

これまでにも少しずつ改正されたきたNPO法ですが、今回はかつてない大改正で、その全体像はちょっと複雑です。2つの制度（NPO法と税制）の改正がほぼ同時期に行われ、しかもその内容が関係し合っています。次の表のように分けて見てください。

A・認定NPO法人制度の改正 →6月改正、6月30日施行

B・NPO法の改正 →6月改正、来年4月1日施行

- このうち、
(B-1)認定NPO法人制度に関わる部分
(B-2)認定NPO法人制度に関わらない部分

【認定NPO法人の特典とは】
改正の説明の前に、そもそも認定NPO法人になるとどういったメリットがあるのでしょうか。次の4つがそれです。

① 税額控除の導入
A 認定NPO法人制度の改正（すでに6月から実施済み）

大きなポイントは4つです。
昨年末の税制改正で導入は決まっていましたが、法改正が遅れたため実現が遅れています。そのため、今年の1月1日以降の寄付に遡って適用されます。従来の寄付控除は「所得控除」だけでしたが、「納税額そのものから控除する「税額控除」は実際に強力で、寄付額のほぼ半分近くが寄付者に戻ります。所得控除と税額控除の有利な方を寄付者が選択できます。

① 所得税の寄付控除
認定NPO法人に寄付する方の個人所得税について、寄付控除が認められます。今回新たに「税額控除」が加わりました。（後述）

② 法人税の損金算入拡大
企業等からの寄付について、損金算入限度が一般の倍以上に拡大されます。（後述）

③ 相続税の非課税

相続財産から寄付する場合は、寄付分は非課税となります。（後述）

④ みなし寄付金
認定NPO法人が収益事業において黒字を出した場合、その一定部分を損金扱いで非収益事業に支出することが認められます。来春から（B-1）、その限度額が大きく拡充されます。（後述）

【地方税（県民税、市民税）の税額控除について】

兵庫県でもぜひ実現を！

なおこれに関連して、所得税（国税）の税額控除（40%）に加えて、条例で定めれば地方税が最大10%控除され（都道府県民税4%、市町村民税6%）、合計で最大50%となります。

つまり、認定NPO法人制度については、今年6月と来年4月の二段階の改正となります。

(1)～(3)はNPO法人に寄付する人への優遇措置ですが、(4)はNPO法人自身への法人税軽減措置です。

兵庫県内では神戸市を始めいくつかの自治体で市民税への税額控除（6%）が実現していますが、残念なことに兵庫県はまだです。市民活動の一大中心を自認する兵庫県ですか、早期の条例改正を望みたいと思います。

①-2 所得控除と税額控除の控除額の比較

所得金額 (所得税率)	寄付金額 (年間合計)	所得控除の場合 (所得控除額)	税額控除の場合 (所得控除額)
180万円 (5%)	1万円 5万円	400円 2,400円	4,000円 18,750円*
500万円 (20%)	1万円 10万円	1,600円 19,600円	4,000円 49,000円
2000万円 (40%)	1万円 500万円	3,200円 199万9,200円	4,000円 130万1,000円*

*印 = 限度超過 (注)税額控除の率は 50% とします

②パブリックサポートテスト(PST)

【1. 相対値基準(従来型)】

寄付金等収入金額

經常收入金額

【2. 絶対値基準(新型)】

年3,000円以上の寄付者が2カ年で平均100人以上

り轄 N 関市府

県十
町村
が生
相談
PO
厅の
ます

冒頭にあるように、来春施行の改正NPO法の中にも、認定NPO法人制度の改正があります。

①認定機関が国税庁から所轄庁へ

従来は国税庁長官のみが認定機関でしたが(実質的には全国12の国税局)、これが所轄庁に移ります。政令市長も春から所轄庁になりますので、47都道府県+20政令市+ α (各地での市町村への権限移譲)の認定機関が生まれることになります。

相談先が身近になることはNPOにとって朗報ですが、所轄庁の負担と責任も大きくなります。所轄庁には十分な予

この制度を利用できるのは、本来は「**設立5年以内**」のNPO法人のみですが、来年4月からの当初3年間（2015年3月31日まで）は特例で「**全法人**」がこの仮認定制度を利用できます。古い法規にも3年間はチャンスが拓がります。

なお、仮認定のメリットは右の2つで、本認定で得られる(3)相続税の非課税、(4)みなし寄付金は適用されません。

③みなし寄付金制度の拡充
法人が収益事業において黒字を出した場合、普通なら法人税が課税されますが、認定NPO法人の場合はそこから非収益事業に支出した場合は、その収益事業に係る寄付金とみなして、一定の金額まで損金算入できます。これが「みなし寄付金」制度です。

これまで所得金額の20%が限度でしたが、これが「所得金額の50%か200万円のいずれか大きい金額」となりまし

①-1 所得控除と税額控除の仕組み

收入

△ = 所得金額

必要経費 △ = 課税所得

所得控除

税率 △ = 最終稅額

税額控除

Digitized by srujanika@gmail.com

これまでの「寄付額が収入の5分の1以上」という基準に加えて、「3千円以上の寄付者が2カ年の平均で年100人以上」という基準が新設され、好きな方を選んでいいようになりました。従来の「相対値基準」に対して、新型は絶対数・額を見るため「絶対値基準」と呼ばれます。

事業収入が多い団体はP.S.Tの分母が大きくなり、いくら頑張って寄付を集めても5分の1をクリアするのが困難というケースが多くありました。この新型P.S.Tにより、

大きくて、一定以上の寄付者さえ集めれば認定を得られる道が開けました。

このほかに、③地方独自の税制優遇の選択肢拡充、④「日本版ブランドギビング」の創設などが実現しました。

これら4点、特に①と②によつて、認定NPO法人になりやすくなり、また、なつた場合のメリットも大きく拡充されました。

算、人員が書かれていますから、適正な認定が行われるから、支援組織の責任も重大です。

②仮認定制度の導入

これは、認定NPO法人となるための8つの要件のうち、PST以外の7つを満たせば3年間に限り「仮認定」を与えるというものです。仮認定により(1)所得税の寄付控除、(2)法人税の損金算入が得られますので、仮認定の3年間のうちに頑張って寄付を集めてPST

認定NPO法人となるための8要件

- ①パブリックサポートテスト(PST)をクリア
②活動のメインが共益的な活動でない
③組織運営等が適正
④事業活動について一定の要件を満たしている
⑤情報公開が適正
⑥法令違反等がない
⑦設立後一定期間経過
⑧所轄庁から認印書の交付を受けている

(2012年4月1日から施行)以外の部分)の改正

2012年4月1日に施行されるNPO法の中で、認定NPO法人制度以外の部分です。

①所轄庁の変更

全国の政令市市長が所轄庁となります。また、内閣府が所轄庁でなくなり、複数の都道府県に事務所を置く法人の所轄庁は「主たる事務所所在地の都道府県知事」となります。

②会計基準の導入

改正法に「活動計算書」が規定され、「NPO法人会計基準」が標準的な会計基準として採用されました。強制力はなく、当分の間は従来の「収支計算書」を使い続けることもできます。「NPO法人会計基準」の普及には大きな追い風となりますが、いつたん採用してしまえばNPO法人会計基準は使いやすい会計基準ですが、切り替えには少々労力が必要ります。ここでも各地の中間支援組織が頑張らないといけません。

(実吉威)

兵庫県のNPOの方、ご注目!!

これらの制度改正に伴い、地方でも大きな動きが起っています。所轄庁はこれまで使ってきた「NPO法人設立・運営の手引き」(名称は各地でさまざま)を大きく改訂しなければなりません。手引きの改訂だけでなく、認定の実務の準備も大変です。

兵庫県では20を超える全県の中間支援組織が連携して「手引書改訂プロジェクト」が始まりました。県と春から所轄庁になる神戸市も一緒に、来春から使う「手引き」を現場の知恵と意見も採り入れながら一緒に作ろうという野心的なプロジェクトです。

「新しい公益支援事業」を活用してこの事業を受託し事務局を担つてくださっているのは(特注)シーズ加古川さん。兵庫の中間支援組織はネットワークが充実してきました。KECからは実吉が作業部会である「プロジェクトチーム」に参加しています。

■ ■ ■ KECカレンダー (2010.10.1~2011.11.30) ■ ■ ■**1. NPO支援事業**

- ◎KECアドバイザー事業(WAM助成)
 - 4団体に派遣計12回、研修会を計5回、研究会を5回、3/25報告会、3/31報告書発行。
- ◎「ボランティアUP」プロジェクト
 - 講座を3回(1/8・29、2/19)+共同広報
- ◎神戸市アドバイザー派遣(KEC担当分のみ)
 - 3団体に派遣計8回、研修会を計4回。
- ◎神戸市作業所サポーター事業(同上)
 - 4団体に派遣計5回。
- ◎認定NPO法人チャレンジ講座
 - 【開催】2/22、3/1・8・19、10/19、11/2
 - 【講師派遣】7/2 静岡、9/13 神戸(HYOGON カフェ)、10/16 高知
- ◎学び支援(講師派遣)事業 計26回
 - 【その他】2010/10/2 助成金合同説明会、12/8 JICA「NGO連携による実践的参加型コミュニティ開発」研修受け入れ等
- ◎ひょうご福祉ネット
 - 【高齢者地域助け合い支援事業】
 - ・ゴミ出しサポート事業
 - ・人材育成事業
 - ・担い手の実態調査事業
 - ・ネットワーク(地域連携)事業
 - の4種の事業を実施(2010/10-2011/9)
- ◎ひょうご市民活動協議会(HYOGON)事務局
 - 1/12 賀詞交歓会、HYOGON カフェ

2. NPOのための資源仲介事業

- ◎ひょうごコミュニティ基金創設事業
 - 検討会 9/6・16・20、10/7・27、11/18

◎神戸文化支援基金事務局

- 2010/12/22、2011/6/28 評議員会・理事会、3/8 2011年度助成先決定、4/1 公益財団法人化、7/7 震災支援助成先決定・公益財団法人化記念パーティ、11/11 2012年度助成先募集開始
- ◎住友ゴム CSR基金
 - 5/23 助成先3団体決定
- ◎SAVE JAPAN事業
 - 2月 助成先2団体決定、各団体イベントに参加(7/31 寺田池協議会、11/6 兵庫間伐サポートサービス)
- ◎明治HDお菓子寄贈プログラム
 - 2010年 計6団体、2011年 計4団体に寄贈

3. 調査研究・政策提言事業

- ◎ひょうごNPO研究会(主催=HYOGON)(10/5、11/1)
- ◎NPO法人「手引き」改訂事業(主催=シーズ加古川)(10/21・27、11/17)

4. 東北支援事業

- ◎職員派遣(藤本) : 6/20~うつくしまNPOネットワークにて支援活動に従事
- ◎被災地NPO応援基金 : 3月 募集開始、6月 現地支援団体に第一次助成金支給(7団体)
- ◎集会・ネットワーキング : 3/20 緊急集会、3/24、4/7・4/26、5/10、6/1、8/5 ご恩返しプロジェクト会議

5. その他事業

- ◎JICA地域別研修事業
 - 3/22-4/29 「2011年度 災害に強いコミュニティ作りに向けたボランティア・マネジメント」実施

東日本大震災被災地NPO応援基金

(個人／団体別、都道府県／地域別、敬称略、2011年10月31日受付分までを記載)

【個人】

北海道

坂井 敏子

近森 秀代

平井 剛

宮越 淑子

群馬県

若林 かほる

埼玉県

大内 芙美子

金子 博之

高橋 博

森 真納美

八木 啓子

千葉県

寺阪 知子

西尾 哲男

原 正明

原 真由子

原 充代

櫻葉 千穂

宮崎 裕子

山中 純美代

東京都

大塚 真智子

尾嶋 智子

五代 富文

五代 利矢子

小柳 勝子

佐々木 貴子

佐藤 敦士

島田 京子

高田 尚子

田代 順一

中野 キミ子

松本 節子

山本 昭代

横山 チエ

神奈川県

五十嵐 令子

宇美 イツ子

大野 圭子

粕谷 史朗

菊池 薫

木村 雅子

飛知和 洋子

山下 満理子

渡辺 良子

岐阜県

森 律子

静岡県

磯谷 千代美

愛知県

川下 茂子

中村 博司

三重県

黒田 亮子

滋賀県

青木 栄一郎

阿部 圭彦

京都府

河村 順子

品田 房子

鈴木 円

鈴木 工

村田 和雄

大阪府

井上 朝美

今田 忠

嶋崎 真波

下野 和子

諏訪 晃一

諏訪 典子

橋本 好子

原田 昭子

宮本 寿子

兵庫県

泉 比登美

井上 雅晴

大崎 雅勝

岡恵 美子

岡本 順子

興津 慶

柿原 日出子

鹿嶋 節子

金子 義輝

菊谷 真理子

栗本 薫

小林 純子

齊藤 努

実吉 一夫

清水 將之

下村 安男

田浦 彩子

田浦 陽子

出口 純子

飛田 雄一

日埜 昭子

松岡 香江

宮崎 康子

宗政 美穂

森 真姫

森田 博一

八十 佐知子

山崎 啓子

山下 邦雄

山田 裕美

山田 佳以子

吉田 峰子

奈良県

浜田 典子

村上 為字子

岡山県

白井 幸子

中野 郁子

中野 淳

安原 香

広島県

金谷 信子

福岡県

力丸 和子

高津 佐美保

幡本 容子

長崎県

小橋 和廣

※匿名希望 12名

【団体】

関東

(株)ねこまど

(株)ワツツ

立川店

(特)ぐらす

かわさき

サバイバルネットワーク

中部

はちどり BANK@とやま設立準備会

(特)PCTOOL

近畿

3/20 緊急集会参加者一同

3/23 ソーシャルメディア講習会(三田)参加者一同

4/7 緊急集会参加者一同

6/5 緊急意見交換会出席者

第2回認定NPO法人取得講座参加者一同

(特)淡路島ファミリーサポートセンター

(特)かめのすけ

(特)KOBE ふれあいの会

(特)しがNPOセンター

(特)花たば

(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん

アースディ神戸 2011 実行委員会

アイルランドの友だちとダブリン少年少女サッカー協会

北僧俱楽部

すま・はまの会

東灘日本語教室

ロドニー賞受賞・武田則明さんを囲む会実行委員会

中国・四国・九州

ひろしま市民活動ネットワーク(Heart To Heart)

(特)愛媛NPOセンター

(特)とす市民活動ネットワーク



一般のご寄付

(個人／団体別、都道府県別、敬称略)

【個人】

茨城県

横田 能洋

千葉県

沢野 るり

東京都

磯辺 康子

新田 英理子

滋賀県

阿部 圭宏

京都府

品田 房子

大阪府

今田 忠

江口 聰

大松 佐和子

角谷 陽子

直田 春夫

諏訪 晃一

宮崎 洋彰

兵庫県

相川 康子

岡本 仁宏

興津 慶

荻野 俊子

掛水 すみえ

山崎 ゆり

山下 淳

山田 裕美

奈良県

雨森 孝悦

桑原 美千子

佐藤 三郎

実吉 威

島田 誠

未永 美紀子

菅 磨志保

田浦 彩子

立木 茂雄

中田 豊一

西 栄一

飛田 雄一

日埜 昭子

松岡 香江

堀川 浩介

森崎 耕一

森田 博一

八十 庸子

山崎 ゆり

山下 淳

山田 裕美

奈良県

木村 功

岡山県

山本 純子

広島県

金谷 信子

熊本県

八ツ塚 一郎

※匿名希望 3名

【団体】

兵庫県

(特)淡路島ファ

ミリーサポート

センターまるく

【賛助会員(個人)】

埼玉県

浦野 正樹

東京都

浅野 幸子

栗原 彰

神奈川県

松下 哲雄

京都府

後藤 才正・路子

大阪府

生駒 莊太郎

木岡 伸夫

兵庫県

芦谷 恒憲

石田 信隆

上田 耕蔵

山崎 有里子

広島県

フンク・カロリン

【賛助会員(団体)】

兵庫県

(株)ジェイシーシー

(特)神戸コダーイ芸術教育

研究所

(特)支援の会 ひまわり

(特)ひょうご まち・くらし

研究所◎

【利用会員(個人)】

大阪府

桂 良太郎

兵庫県

小林 正平

【利用会員(団体)】

兵庫県

(特)ウィメンズネット神戸

(特)兵庫県有機農業研究会

(特)兵庫県腎友会

ご寄付・ご入会・ご継続ありがとうございました！

みなさまからのご期待に応えるべく、一同努力してまいります。

今後ともよろしくお願いいたします。